

委員長	事務局長	課長	主務係長 : 関係係長	書記
<b>令和4年第16回委員会会議録</b>				
1	開催年月日 令和4年8月5日(金)			
2	開閉会時刻 開会:午前10時30分 閉会:午前11時00分			
3	場 所 福岡市選挙管理委員室			
4	出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理者、江藤委員、石井委員			
5	事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長			
6	傍聴者 なし			
7	議 題			
	(1) 議案			
	議案第13号 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について			
	議案第14号 福岡市長選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日について			
	(2) 報告事項			
	① 令和4年度福岡市明るい選挙推進協議会総会について			
	② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について			
	(3) その他			
	次回以降の委員会の開催予定日時			
	・令和4年8月19日(金) 午前10時30分			
	・令和4年9月5日(月) 午前10時30分			
	・令和4年9月20日(火) 午前10時30分			

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）
（1）議案
議案第13号及び議案第14号について、事務局から説明を行い、審議の結果、出席委員の全会一致で可決された。
（2）報告事項
報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。
（3）その他
・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。
【質疑等】
○ 今回の改正によって、候補者一人あたりで総額いくらの増額となるのか。
▲ 選挙運動用自動車やビラの作成など、すべての項目を最大限に使用したと仮定した際、市長選挙の場合は、改正前が約440万円、改正後が約445万円となり、約5万円の増額となる。市議会議員選挙の場合は、改正前が約164万円、改正後が約167万円となり、約3万円の増額となっている。
○ 公費負担の限度額を、福岡市独自で見直す場合、条例改正の発議はどこが行うこととなるのか。
▲ 条例の所管は選挙管理委員会であるが、当該条例制定に際しては市議会の特別委員会で審議され、国政選挙と同じ基準で導入すると議会において決められた経緯があり、独自で見直す場合は、議会での検討や市長事務局との協議が必要であると考えます。
○ 最近は上限額まで使うことは少なくなってきたかと思うが、数年前まで、特にポスターについては、上限に近い公費負担が問題になり、訴訟も起こされてきた。市民から理解をいただけるよう、説明会等で周知を図っていくべきと考える。
▲ ポスター作成契約に添付する内訳書の項目を示したり、説明会で公費負担制度についての説明を行うなどの見直しを行ったところである。今後も説明会等で、制度についての周知徹底に取り組んでいく。